

○令和5年度入学料免除・徴収猶予について

入学料免除・徴収猶予の制度についてお知らせします。入学料免除には「A. 高等教育修学支援制度による入学料減免」と「B. 大学独自の入学料免除・徴収猶予」の2種類があります。希望する場合、入学手続き時に入学料の納入はしないでください。入学料免除・徴収猶予申請前及び申請結果通知前に納入された入学料は返還できませんのでご注意ください。

1. 出願資格（下記のいずれかに該当する場合）

A. 高等教育修学支援制度による入学料減免（給付奨学金を伴う）

- 編入元学校で日本学生支援機構の給付奨学金に採用され、本学での継続支援を希望する者。（編入元学校で本制度による入学料減免を受けている場合、授業料減免のみ申請可能です）
- 日本学生支援機構の給付奨学金申請資格があることを確認のうえ、入学料減免申請を行い、編入学後の4月初旬に日本学生支援機構の給付奨学金（在学採用）を申し込む者。

B. 大学独自の入学料免除・徴収猶予

- 令和4年4月1日以降に、主たる学資負担者（例：父親）が死亡し、入学料の納入が著しく困難な者。
- 令和4年4月1日以降に、主たる学資負担者（例：父親）又は本人が風水害等で被災し、入学料の納入が著しく困難な者。
- 次の激甚災害により主たる学資負担者（例：父親）又は本人が被災し、入学料の納入が著しく困難な者。
＜対象激甚災害＞令和元年8月9日暴風雨及び豪雨・令和元年台風第19号・令和2年7月豪雨
- 令和5年4月1日時点において、次の①～⑤の中で2つ以上に該当している者。
 - 学資負担者が病気または事故により6ヶ月以上の療養中である。
 - 学資負担者が障害者である。
 - 学資負担者が入学前1年以内に失職または経営する会社等が倒産した。
 - 生活保護世帯である。
 - ひとり親家庭である。

※上記の要件を満たした場合は、A. 高等教育修学支援制度による入学料減免と重複申請可。

2. 免除額について

A. 高等教育修学支援制度による入学料減免（給付奨学金を伴う）

日本学生支援機構が判定した支援区分に応じて、減免額が決まります。（全額免除、2/3額免除、1/3額免除）

B. 大学独自の入学料免除

申請者について選考のうえ、入学料の全額または半額を免除するものです。

3. 徴収猶予資格

徴収猶予とは、選考のうえ入学料の納入を9月末日まで猶予するものです。次のいずれかに該当する場合申請ができます。

- 大学独自の入学料免除申請者（徴収猶予について免除申請と同時申請可）
- 大学独自の入学料免除申請資格4)の①～⑤の中で1つ以上に該当している者。
- 経済的理由により入学料の納入が困難で、かつ、学業優秀と認められる者。

4. 提出書類について

A. 高等教育修学支援制度による入学料減免（給付奨学金を伴う）

3月17日（金）（当日消印有効）で、次の書類を入学手続き書類と同封し郵送提出してください。

- 編入元学校で日本学生支援機構の給付奨学金に採用され、本学での継続支援を希望する者。
・認定申請書（A様式1）※1：提出前に記入日を含む必要事項をすべて記入したか確認してください。
- 令和5年4月に日本学生支援機構給付奨学金（在学採用）を申し込む者。
・認定申請書（A様式1）※1：提出前に記入日を含む必要事項をすべて記入したか確認してください。
・返送用封筒（レターパックライト）：日本学生支援機構給付奨学金（在学採用）申請書類一式を返送します。
（必ず返送先郵便番号・住所・氏名・連絡先・「品名」欄に「JASSO 給付奨学金在学採用 申請書類 在申」と記載のこと）

※1 様式の掲載箇所

名古屋大学 Web ページ > 教育 / キャンパスライフ > 各種免除制度・奨学支援 > 入学後に受けられる各種免除・奨学支援 > 日本学生支援機構 (JASSO) 奨学金 > 新着情報

B. 大学独自の入学料免除・徴収猶予

3月17日（金）（当日消印有効）で、次の書類を入学手続き書類と同封し郵送提出してください。

・名古屋大学入学料免除・徴収猶予申請書【日本人等学部入学者用】※2

※2 様式の掲載箇所

名古屋大学 Web ページ > 教育 / キャンパスライフ > 各種免除制度・奨学支援 > 入学後に受けられる各種免除・奨学支援 > 日本人等学部学生 > 新着情報

5. 入学後の申請手続きの流れについて

B. 大学独自の入学料免除・徴収猶予のみ

（日本人等学部編入生）

大学独自の入学料免除出願資格1)～3)で入学料免除申請を行った場合、授業料免除申請を兼ねています。入学後、学生支援課から機構メール宛に連絡する申請に必要な書類を提出することで、授業料免除の審査が行われます。なお、入学料免除出願資格4)または徴収猶予資格2)3)で申請を行った場合は、授業料免除申請は兼ねておりません。この場合は入学料免除・徴収猶予の審査が行われます。

（私費外国人学部編入生）

入学料免除及び徴収猶予申請は、授業料免除申請を兼ねています。今後の手続きは次ページ記載の授業料免除学生申込システムを通して行い、システムで表示される書類を提出することで完了します。次ページ「4. 授業料免除学生申込システムの利用について」を確認してください。この手続きを行わなかった場合、入学料免除・徴収猶予申請と授業料免除申請は不許可となります。

6. 結果通知

入学後に利用可能となる「教務システム」の「あなた宛のお知らせ」にて、7月中旬頃に通知予定です。

7. その他

- 申請書類が受理された場合は、免除申請結果が決定されるまでの間、入学料の納入が猶予されます。
- 免除申請結果が半額免除または不許可となった場合、告知の日から起算して20日以内に所定額の入学料を納めない場合、除籍となります。ただし、免除申請時に徴収猶予を併せて申請し、徴収猶予が認められた場合、入学料の納入期限は9月末日まで猶予されます（この場合も9月末日までに入学料を納めない場合、除籍となります）。

◎ 入学料免除・徴収猶予に関する問い合わせ先（書類提出先：所属学部）

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

名古屋大学大学院文系教務課 統括・学生支援グループ TEL 052-789-5020

○令和5年度授業料免除について

授業料免除の制度について、お知らせします。「A. 高等教育修学支援制度による授業料減免」と「B. 大学独自の授業料免除」の2種類があります。

8. 授業料免除について

A. 高等教育修学支援制度による授業料減免（給付奨学金を伴う）

- 1) 日本学生支援機構給付奨学金を申し込み、日本学生支援機構給付奨学生として採用された場合、給付奨学金の支援区分に応じた授業料の減免が適用されます。また、毎年日本学生支援機構が支援区分の見直しを行うので、採用後に支援区分が変更する場合があります。授業料減免決定前に納入した授業料は返還できません。
- 2) 授業料減免認定は学期ごとに継続申請が必要です。定期的に名古屋大学 Web ページを確認し、所定の期間内に申請手続きを行ってください。

B. 大学独自の授業料免除

申請者について選考のうえ、授業料の全額または半額を免除するものです。申請結果が半額免除又は不許可となった場合、所定の日までに授業料を納入しなければなりません。授業料免除の申請は、前期分・後期分を一括し原則として年1回の申請となります。申請は年1回ですが、選考については前期分・後期分の2回行い、それぞれ許可決定を行います。

9. 出願資格（下記のいずれかに該当する場合）

A. 高等教育修学支援制度による授業料減免（給付奨学金を伴う）

入学科免除・徴収猶予 1. 出願資格と同様です。

B. 大学独自の授業料免除

- 1) 私費外国人留学生のうち、経済的理由により、授業料の納入が困難で、かつ、学業優秀と認められる者。
- 2) 令和4年4月1日以降に学生の学資負担者が死亡し、または本人が風水害等の災害を受け、授業料の納入が著しく困難と認められる者。
- 3) 次の激甚災害により主たる学資負担者（例：父親）又は本人が被災し、入学料の納入が著しく困難な者。
<対象激甚災害>令和元年8月9日暴風雨及び豪雨・令和元年台風第19号・令和2年7月豪雨

10. 授業料免除学生申込システムの利用について（私費外国人学部編入生対象）

B. 大学独自の授業料免除のみ

授業料免除申請の手続きは、授業料免除学生申込システムを通して行い、本システム内で表示される書類を提出することで完了します。次の利用可能期間内に手続きを行い、「12. 書類提出方法について」に記載の期限までに書類を提出してください。

【授業料免除学生申込システム利用可能期間：4月12日（水）～4月24日（月） 正午（日本時間）】

- ※1 利用可能期間後の申請は受け付けません。
- ※2 本システムは、名古屋大学 Web ページから利用してください。
名古屋大学 Web ページ > 教育/キャンパスライフ > 各種免除制度・奨学支援 > 入学後に受けられる各種免除・奨学支援 > 日本人等大学院学生または私費外国人留学生
- ※3 本システム入力完了時に提出が必要な書類が表示されます。官公庁の発行する書類や父母に関する書類が必要となりますので、申請期間に関わらず早めに申請を行ってください。
- ※4 本システムへのログインには、機構アカウントと機構アカウントパスワードの入力が必要です。機構アカウントは3月29日（水）よりオンライン上で確認ができます。機構アカウントパスワードの変更と、「情報セキュリティ研修」を完了した後、4月12日（水）以降にシステムへのログインを行ってください。

11. 提出書類について

A. 高等教育修学支援制度による授業料減免（給付奨学金を伴う）

入学科減免申請は、授業料減免申請を兼ねています。「4. 提出書類について」における「A. 高等教育修学支援制度による入学科減免」1) または 2) にて申請を行った場合は、重ねて授業料減免の申請を行う必要はありません。

B. 大学独自の授業料免除

（日本人等学部編入生）

大学独自の授業料免除出願資格 2) または 3) に該当する方で、入学科免除出願資格 1) ~ 3) のいずれかにも該当する場合は、大学独自の入学料免除の手続きを行うことで授業料免除の申請が完了しますので、重ねて授業料免除申請をする必要はありません。

（私費外国人学部編入生）

授業料免除学生申込システム入力完了時に表示される書類を確認し、必要な書類を提出してください。様式各種は本システム内の「申請内容印刷へ」からプリントアウトをしてください。別紙各種は「10. 授業料免除学生申込システムの利用について」の※2 記載の名古屋大学 Web ページの「申請書類」からプリントアウトをしてください。

12. 書類提出方法について

B. 大学独自の授業料免除のみ

申請書類の提出は予約制です。以下の流れで本システムより書類提出の予約を行ったうえで、会場にて申請書類をご提出ください。

- ① 授業料免除学生申込システムへ入力完了後、授業料免除学生申込システムトップページの「書類提出日時の予約」より、書類提出の予約を行ってください。

各キャンパスの提出会場設置日は次の通りです。

キャンパス名	提出会場	日時
東山キャンパス	理学部B館 B-115 国際交流ラウンジ (キャンパス MAP D3③)	4月19日(水)・20日(木)・21日(金) いずれも9:30～16:30
鶴舞キャンパス	基礎研究棟1階 会議室1 (学務課前)	4月18日(火) 9:30～14:00
大幸キャンパス	未定 (決定次第名古屋大学 Web ページでお知らせします)	4月17日(月) 9:30～16:30

② 予約日時に提出会場にて申請書類を提出してください。

※提出会場での提出が困難な場合は、学生支援課窓口または郵送（特定記録・レターパック等記録の残る方法）にて提出してください。

（提出期限：4月24日（月）[消印有効]）

※宛先は下記◎授業料免除に関する問い合わせ先をご確認ください。

※提出期限以降に学生支援課に書類が届く見込みの場合は、事前に郵便追跡番号等、書類を発送したことがわかる情報を学生支援課へメールでお知らせください。

13. 結果通知

入学後に利用可能となる「教務システム」の「あなた宛のお知らせ」にて通知します。

前期分：8月上旬頃 後期分：12月中旬頃を予定しています。

14. その他

- 1) 授業料免除決定前に納入した授業料は返還できません。
- 2) 授業料免除申請を行った場合、通常の授業料振替日に引き落としがされません。結果通知の際に、別途振替日をお知らせします。
- 3) 免除等申請書類が受理された場合は、免除等の可否が決定されるまでの間、授業料の納入が猶予されます。

◎ 授業料免除に関する問い合わせ先（書類提出先：学生支援課）キャンパス MAP D3⑥

〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町
名古屋大学教育推進部学生支援課 授業料免除担当 行
E-mail: gaku-sien3@adm.nagoya-u.ac.jp